

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

2016年3月号 (Vol.27)

平成27年金融商品取引法の改正に伴う  
適格機関投資家等特例業務に係る規制の強化

I. はじめに	森・濱田松本法律事務所
II. 適格機関投資家等特例業務とは	弁護士 根本 敏光 TEL. 03 6266 8529 toshimitsu.nemoto@mhmjapan.com
III. 本改正の経緯	
IV. 本改正の概要	弁護士 尾崎 健悟 TEL. 03 6266 8929 kengo.ozaki@mhmjapan.com
V. 本改正の詳細	
VI. 本改正による実務への影響	

## I. はじめに

平成28年3月1日付で、金融商品取引法の一部を改正する法律（平成27年5月27日成立、同年6月3日公布。以下「改正法」といいます。）及び政令・内閣府令（平成28年2月3日公布）が施行され、適格機関投資家等特例業務（いわゆるプロ向けファンド。以下「特例業務」といいます。）に対する規制の強化を含む改正が行われました。

本稿は、平成27年金融商品取引法改正のうち、特例業務に係る規制の改正（以下「本改正」といい、本改正前の金融商品取引法を「改正前金商法」といいます。）について概説し、本改正による実務への影響等を検討するものです<sup>1</sup>。

## II. 適格機関投資家等特例業務とは

ファンドは、投資家から資金を集めて投資を行い、それにより得た収益を投資家に配分する活動を行なっています。かかるファンドの持分などの集団投資スキーム持分は、原則として金商法上の「有価証券」（いわゆるみなし有価証券）に該当するため<sup>2</sup>、自らファンドの運営者となって当該ファンドの出資者を募集する行為（自己募集）は第二種金融商品取引業<sup>3</sup>、出資された財産の運用を行うこと（自己運用）は投資運用業<sup>4</sup>にそれぞれ該当しうることになります。

第二種金融商品取引業や投資運用業を行うためには金商法上の登録が必要となるのが原則ですが、「適格機関投資家等特例業務」<sup>5</sup>に該当する、いわゆるプロ向けファンドに係る自己募集及び自己運用については、金融イノベーションを阻害するような過剰な

<sup>1</sup> 本書において「法」及び「金商法」とは本改正後の金融商品取引法をいい、「施行令」とは本改正後の金融商品取引法施行令をいい、「業府令」とは本改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令をいいます。

<sup>2</sup> 金商法第2条第2項第5号・第6号参照。

<sup>3</sup> 法第28条第2項第1号、第2条第8項第7号へ。

<sup>4</sup> 法第28条第4項第3号、第2条第8項第15号へ。

<sup>5</sup> 法第63条第2項。

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

規制とならないよう、当該業務に係る登録は不要とし、内閣総理大臣への届出により行うことが可能とされています<sup>6</sup>。また、改正前金商法の下では、行為規制も金融商品取引業者と比べて簡素なものとされていました。

### Ⅲ. 本改正の経緯

特例業務が上記Ⅱのとおり届出制とされ、行為規制も簡略化されていたのは、特例業務に係る届出制度（以下「特例業務届出制度」といいます。）の適用を受けるファンドが適格機関投資家（いわゆるプロ投資家）とそれ以外の少数の投資家を対象としたものであり、当該プロ投資家が自己のために当該ファンドに関与することで、ファンドの運用状況等の適正性がある程度確保されると考えられたためでした。

しかし、改正前金商法では、特例業務届出制度を利用するためには、特例業務の出資者に適格機関投資家を1名以上含めるとともに、適格機関投資家以外の投資家を49名以下に留める必要はありましたが、かかる適格機関投資家以外の投資家の範囲には特段限定はありませんでした。そのため、特例業務届出制度を利用してファンド持分の販売等を行う業者は、適格機関投資家を1名以上含めることで、49名以内であれば投資の素人に対しても届出のみでファンド持分の販売を行うことが可能である上に、金融商品取引業者と比べて緩やかな行為規制にしか服さず、また、行政処分（業務改善・停止命令、登録取消）の対象にもなりません。その結果、特例業務届出制度を悪用（例えば、特例業務に係る届出は提出されているが、実際には適格機関投資家からほとんど出資を受けていない等）して投資家に被害を与えるケースの増加が、消費者委員会や証券取引等監視委員会等からも指摘され、特例業務届出制度の見直しの提言等がなされていました。

このような状況を受けて設置された金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」は、特例業務に関する制度の見直しに向けた審議を行い、平成27年1月28日付で「金融審議会 投資運用等に関するワーキング・グループ報告～投資家の保護及び成長資金の円滑な供給を確保するためのプロ向けファンドをめぐる制度のあり方～」（以下「本報告書」といいます。）を公表しました。

本報告書の内容を踏まえて、平成27年5月に改正法が制定され、また、施行令、業府令等の政令・内閣府令についても、パブリック・コメント<sup>7</sup>を経て平成28年2月に公布されました。これらの法令は、いずれも平成28年3月1日より施行されています。

### Ⅳ. 本改正の概要

本改正の主要な項目は、以下のとおりです。

<sup>6</sup> 法第63条第1項・第2項。

<sup>7</sup> 当該パブリック・コメントに対する回答（以下「本パブコメ回答」といいます。）は、平成28年2月3日に公表されています。

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

## 1. 特例業務の利用要件

## (1) 特例業務における出資者となりうる適格機関投資家以外の投資家の要件の限定

## (a) 適格機関投資家以外の投資家の要件

→ 特例業務の出資者に含めることができる適格機関投資家以外の投資家の属性の範囲が、大要、①特例業務届出者及びこれと密接な関係を有する者と②一定の投資判断能力を有すると考えられる者に限定されました。

## (b) ベンチャー・ファンドの場合の特例

→ 事業者への円滑な資金供給を行うことを目的とする場合には、上記(a)の出資者に加え、「投資に関する事項について知識及び経験を有するものとして内閣府令で定める者」も、特例業務の出資者に含めることができる適格機関投資家以外の投資家の対象に加えられます。

## (2) 投資家の保護に支障が生じるおそれがある類型の特例業務からの除外

→ 以下の場合には、「投資者の保護に支障を生じるおそれがある」ものとして、特例業務を利用できないこととされました。

(a) 出資者となる適格機関投資家の全てが投資事業有限責任組合であり、かつ、当該投資事業有限責任組合の運用資産総額から借入金の額を控除した金額が5億円未満と見込まれる場合

(b) 特例業務届出者と密接な関係を有する一定の者による出資財産総額が、当該ファンドに係る出資総額の50%以上を占める場合

## (3) 特例業務に係る欠格事由の新設

→ 改正前金商法では、特例業務に係る欠格事由は設けられていませんでしたが、本改正により、当該欠格事由が設けられました。

## 2. 届出事項及び添付書類の拡充

## (1) 届出事項

→ 特例業務に係る届出事項として、出資対象事業の内容や出資対象事業持分を取得する適格機関投資家の種別及び数等が追加されました。

## (2) 添付書類

→ 特例業務に係る届出書の添付書類について、出資財産の総額等を証する書面、上記1(3)の欠格事由に該当しないことを誓約する書面、一定の役員及び従業員に係る履歴書等が追加されました。

## 3. 法定書類の作成義務等の新設

→ 特例業務届出者に対し、業務に関する帳簿書類、事業報告書、説明書類等の作成義務等が新たに課されました。

## 4. 特例業務届出者に対する行為規制の拡充

→ 特例業務届出者に対し、既存の限定的な行為規制に加え、新たに、特定投資家制度に関する義務、金融商品取引契約の締結前・締結時の書面交付義務、断定的判断の提供等の禁止等の行為規制が課されるようになりました。

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

## 5. 特例業務届出者に対する監督・罰則等の強化

## (1) 監督上の処分権限の強化

→ 財務局長及び金融庁長官は、特例業務届出者に対して業務改善命令、業務停止命令及び業務廃止命令を発することが可能となりました。

## (2) 裁判所による禁止命令・停止命令の対象の拡大

→ ファンドの事業に係る業務執行が著しく適正を欠く等の要件を満たす場合も、裁判所による禁止命令・停止命令の対象になりました。

## (3) 刑事罰の厳罰化

→ 特例業務に係る規制に違反した者に対する刑事罰が厳罰化され、また、特例業務届出者に対して新たに課された義務に違反した者に対する刑事罰が新設されました。

## 6. 経過措置

→ 改正前金商法に基づき特例業務（自己運用）を行なっている者は、当該自己運用が終了するまでの間は、引き続き業務を行うことができますが、新たな自己募集を行う場合には、改正法が適用されます。また、改正前金商法に基づき特例業務を行う者は、平成 28 年 8 月 31 日までに、改正後の特例業務に係る届出書と同内容の書面を追加提出する必要があり、さらに、行為規制、公衆縦覧義務、法定書類の作成義務及び監督上の処分権限については、平成 28 年 3 月 1 日以降直ちに改正法の適用を受けることになります。

上記の各項目について、以下具体的に説明します。

## V. 本改正の詳細

## 1. 特例業務の利用要件

## (1) 特例業務における出資者となりうる適格機関投資家以外の投資家の要件の限定

## (a) 適格機関投資家以外の投資家の要件

上記Ⅲのとおり、改正前金商法では、特例業務の出資者には 1 名以上の適格機関投資家が含まれる必要があるものの、適格機関投資家以外の 49 名以下の投資家の範囲には原則として制限はありませんでしたが、本改正により、その範囲が個別列挙される形で限定されました。特例業務の出資者に含めることができる適格機関投資家以外の投資家は、大要、①特例業務届出者及びこれと密接な関係を有する者と②一定の投資判断能力を有すると考えられる者<sup>8</sup>であり、具体的には

<sup>8</sup> 特例業務届出制度が本来プロ向けのファンドに係る特例であることを踏まえ、投資経験に加え、その保有する投資性や金融資産の額についても一定水準以上とすることが適切であるとの判断に基づき、一定の投資判断能力を有する投資家の範囲が定められています（本パブコメ回答 No.67・68）。

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

以下の者とされています<sup>9</sup>。

① 特例業務届出者及びこれと密接な関係を有する者

- (i) ファンド持分の私募業務又は運用業務を行う業者<sup>10</sup>
- (ii) 上記(i)の業者の役員又は使用人
- (iii) 上記(i)の業者の親会社等若しくは子法人等又は当該親会社等の子会社等<sup>11</sup>
- (iv) 上記(i)の業者からの運用権限の受託者<sup>12</sup>
- (v) 上記(i)の業者への助言業者
- (vi) 上記(iii)～(v)の役員又は使用人
- (vii) 個人である上記(i)の業者、上記(ii)、上記(iv)及び(v)の三親等内の親族

② 一定の投資判断能力を有すると考えられる者

- (viii) 国
- (ix) 日本銀行
- (x) 地方公共団体
- (xi) 金融商品取引業者等、その子会社等又は関連会社等
- (xii) 上場会社、その子会社等又は関連会社等
- (xiii) 資本金又は純資産の額が 5,000 万円以上である法人、その子会社等又は関連会社等
- (xiv) 特別法に基づき設立された法人<sup>13</sup>
- (xv) 特定目的会社
- (xvi) 保有資産の合計額が 100 億円以上であると見込まれる企業年金基金
- (xvii) 外国法人<sup>14</sup>
- (xviii) 保有資産<sup>15</sup>の合計額が 1 億円以上であると見込まれ、かつ、有価証券取引又はデリバティブ取引を行うための証券口座を開設した日から起算して 1 年を経過している個人
- (xix) 業務執行組合員等としての保有資産の合計額が 1 億円以上であると見込まれる、業務執行組合員等である個人

<sup>9</sup> 施行令第 17 条の 12 第 1 項、業府令第 233 条の 2。

<sup>10</sup> 特例業務に係る届出を行なった当該特例業務届出者を指し、他の特例業務届出者は含みません（本パブコメ回答 No.30～32）。

<sup>11</sup> 特例業務届出者の親会社等の子会社等は、本パブコメを経て追加されたものです（本パブコメ回答 No.34～36）。

<sup>12</sup> 再委託者も含みます（本パブコメ回答 No.38）。

<sup>13</sup> 特殊法人及び独立行政法人が該当します（本パブコメ回答 No.48）。

<sup>14</sup> なお、国外において非居住者である外国投資家を相手方として取得勧誘が行われる場合、当該外国投資家については、従前どおり、特例業務の適用要件の該当性判断にあたって考慮する必要はありません（本パブコメ回答 No.51・52、93～95 等）。

<sup>15</sup> 当該資産の中に非上場株式等が含まれている場合、その額については、基本的には市場価格によるものと考えられますが、市場価格の算定が困難な場合は、一般に当該資産等の評価のために用いられる方法により算出される価格や簿価を用いることも可能と考えられます（本パブコメ回答 No.91・92）。

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

- (xx) 議決権・拠出金の25%以上を国又は地方公共団体により保有されている、地域の振興又は産業の振興に関する事業を公益目的事業とする公益社団法人・公益財団法人
- (xxi) 保有資産の合計額が100億円以上であると見込まれる、存続厚生年金基金
- (xxii) 保有資産の合計額が100億円以上であると見込まれる、外国の企業年金基金又は存続厚生年金基金に相当する者
- (xxiii) 保有資産の合計額が1億円以上であると見込まれる法人
- (xxiv) 業務執行組員等としての保有資産の合計額が1億円以上であると見込まれる、業務執行組員等である法人
- (xxv) 当該会社の帳簿価額に占める特定の資産の総額の割合が70%以上であると見込まれる、上記(xviii)又は(xix)の個人の資産管理会社
- (xxvi) 外国の集団投資スキーム持分の発行者
- (xxvii) 運用収入が総収入の75%以上であると見込まれる、上記(xx)～(xxvi)の資産運用会社

### (b) ベンチャー・ファンドの場合の特例

特例業務の出資者に含めることができる適格機関投資家以外の投資家の範囲の原則は、以上のとおりです。

ただし、事業者への円滑な資金供給を行うことを目的とする一定のベンチャー・ファンドについては、上記の出資者に加え、「投資に関する事項について知識及び経験を有するものとして内閣府令で定める者」も、特例業務の出資者に含めることができる適格機関投資家以外の投資家の対象に加えられます（いわゆるベンチャー・ファンド特例）<sup>16</sup>。

かかるベンチャー・ファンドとして認められるためには、以下の全ての要件を満たすファンドであることが必要です。

- ① ファンド資産の80%超が、投資を行なった時点<sup>17</sup>で非上場の株券等に対する投資を行う事業に充てられること<sup>18</sup>。
- ② ファンド資産が、資金の借入れ又は債務の保証を行う事業に原則として<sup>19</sup>充てられないこと。
- ③ やむを得ない事由がある場合を除き、出資者の請求により払戻しを受けることができないこと。

<sup>16</sup> 施行令第17条の12第2項。

<sup>17</sup> 具体的には、特例業務届出者が有価証券を取得した時点を行います（本パブコメ回答No.102）。

<sup>18</sup> 私募業務については、当該割合が80%超となる見込みである場合には当該要件を充足するものの、運用業務については、当該割合が80%超となっていない場合、原則として、法第29条の登録を受けずに金融商品取引業を行なっていることとなる点に留意が必要です（本パブコメ回答No.103・104）。

<sup>19</sup> 借入れの額と保証債務の額との合計額が出資財産の価額の15%以下の範囲で行う、弁済期限が120日を超えない資金の借入れ、保証期間が120日を超えない債務の保証、又は出資対象事業に係る有価証券の発行者の債務の保証に係る事業は除かれます（業府令第233条の4第4項）。

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

- ④ 当該ファンドに係る契約において、ファンド持分の名称、出資対象事業の内容、出資金額等、業府令第 239 条の 2 第 1 項に定める事項が定められていること。
- ⑤ 当該ファンドに係る契約の締結までに、出資者に対し、上記①～④の要件に該当する旨を記載した書面を交付すること。

上記の要件を満たす（ベンチャー・ファンドに該当する）場合に、適格機関投資家以外の投資家として含めることができる「投資に関する事項について知識及び経験を有するものとして内閣府令で定める者」とは以下のとおりです<sup>20</sup>。

- (i) 上場会社の役員
- (ii) 資本金又は純資産の額が 5,000 万円以上である法人のうち有価証券報告書提出会社の役員
- (iii) 保有資産の合計額が 1 億円以上であると見込まれる法人又は業務執行組合員等としての保有資産の合計額が 1 億円以上であると見込まれる、業務執行組合員等である法人の役員
- (iv) 私募又は私募の取扱いの相手方となる日前 5 年以内に、上記(i)～(iii)のいずれかに該当していた者
- (v) 私募又は私募の取扱いの相手方となる日前 5 年以内に、上記(iv)又は本(v)に該当する者として、同一の発行者が発行する出資対象事業持分を取得した者
- (vi) 私募又は私募の取扱いの相手方となる日前 5 年以内に、上記(iii)の法人に該当していた法人
- (vii) 会社の設立、募集株式等に係る引受人の募集、組織再編、IPO 等に関し、会社の役員、専門的能力を有する従業者、又は会社と契約を締結して助言業務を 1 年以上行い、当該業務に最後に従事した日から当該私募又は私募の取扱いの相手方となる日までの期間が 5 年以内である者
- (viii) 私募又は私募の取扱いの相手方となる日前 5 年以内に提出された新規上場時の有価証券届出書において、株式の所有数の上位 50 位までの株主として記載されている者
- (ix) 私募又は私募の取扱いの相手方となる日前 5 年以内に提出された有価証券届出書（新規上場時のものを除く）において、株式の所有数の上位 10 位までの株主として記載されている者
- (x) 認定経営革新等支援機関
- (xi) 上記(i)～(v)及び(vii)～(x)のいずれかに該当する個人が総議決権の過半数を保有する会社等並びにその子会社等及び関連会社等並びに当該個

<sup>20</sup> 業府令第 233 条の 3。

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

人が総議決権の 20%以上 50%以下を保有する会社等

(xii) 上記(i)~(x)に該当する会社等の子会社等又は関連会社等

(c) 特例業務の出資に含めることができる適格機関投資家以外の投資家への該当性の判断時期

ベンチャー・ファンド特例が適用される場合も含め、特例業務の出資者に含めることができる適格機関投資家以外の投資家への該当性は、私募又は私募の取扱いの相手方となる時点<sup>21</sup>で判断され<sup>22</sup>、その後継続して該当性を確認する必要はありません。また、権利の取得又はファンドの運用開始後に要件を満たさなくなった場合にも、特例業務届出者は、引き続き、当該出資者から既に出資を受けた資産の運用を行うことができるものとされています<sup>23</sup>。

(2) 投資家の保護に支障が生じるおそれがある類型の特例業務からの除外

実態を伴わない適格機関投資家や形骸的な投資が行われることを排除する等の目的で、本改正により、以下(A)及び(B)のいずれかに該当する場合は、「投資者の保護に支障を生じるおそれがある」として、特例業務を利用できないこととされました<sup>24</sup>。

(A) 出資者となる適格機関投資家の全てが投資事業有限責任組合であり、かつ、当該投資事業有限責任組合の運用資産総額<sup>25</sup>から借入金の額を控除した金額が 5 億円未満<sup>26</sup>と見込まれる場合<sup>27</sup>

(B) 上記(1)(a)(iii) ((i)の業者の親会社等を除きます。) ~ (vii)に該当する者<sup>28</sup> (以下、かかる適格機関投資家以外の投資家を「50%以上出資制限密接関係者」といいます。) による出資財産総額が、当該ファンドに係る出資総額の 50%以上を占める場合<sup>29</sup>。

上記(A)は、設立が比較的容易な投資事業有限責任組合を適格機関投資家として、少額の名目的な出資を行わせた上で、その他の出資は一般個人投資家から集め

<sup>21</sup> ファンド運用に関する特例業務を行う場合には当該ファンド運用開始の直前に行われた私募（勧誘）の時点、ファンド持分の譲渡が行われる場合はその取得勧誘及び譲渡の時点における該当性が判断されます（本パブコメ回答 No.15・16）。なお、キャピタル・コールに応じた払込み（ファンド持分の取得の申込みの勧誘を行う際に、あらかじめ当該ファンドの運用期間中に、当該投資家が当該ファンドに対して投資を行う金額の枠を設定し、ファンド運営者の指示等があった時点で払込みを行う義務を負う旨の契約を締結しておき、当該契約に従い、投資者が、ファンド運営者の指示等により払込みを行うこと）は、「私募又は私募の取扱い」に該当しないものと考えられています（本パブコメ回答 No.13・14）。

<sup>22</sup> 施行令第 17 条の 12 第 1 項柱書、業府令第 233 条の 3 柱書。

<sup>23</sup> 本パブコメ回答 No.1~13。

<sup>24</sup> 業府令第 234 条の 2 第 1 項・第 2 項。

<sup>25</sup> 当該運用財産総額は、いわゆるキャピタル・コール方式（上記注 21 参照）等を採用している契約における出資約束金額ではなく、実際に出資又は拠出を受けた金額を指します（本パブコメ回答 No.142~145）。下記(B)の「出資財産総額」も同様です（本パブコメ回答 No.147）。

<sup>26</sup> 特例業務を行わなくなるまでの間、継続的に、5 億円の金額要件を満たす必要がある点に留意が必要です（本パブコメ回答 No.134~145）。

<sup>27</sup> 業府令第 234 条の 2 第 1 項第 1 号・第 2 項第 1 号。

<sup>28</sup> ベンチャー・ファンド特例が適用される場合は、上記(1)(b)(i)~(xii)に該当する者を含みます。

<sup>29</sup> 業府令第 234 条の 2 第 1 項第 2 号・第 2 項第 2 号。

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

るとの態様で特例業務届出制度が用いられ、結果として、投資者の保護に支障を生ずる事態に対応するため、出資者としての実態を伴わない投資事業有限責任組合を排除するために、一定の資産要件を設けたものです。

また、上記(B)は、特例業務届出制度は基本的に適格機関投資家（プロ投資家）を対象にするものであり、50%以上出資制限密接関係者が出資者の大部分を占めることは適当でないと考えられることから設けられたものです<sup>30</sup>。

### (3) 特例業務に係る欠格事由の新設

改正前金商法では、特例業務に係る欠格事由は設けられていませんでしたが、本改正により、以下のいずれかに該当する者は、特例業務を行ってはならないものとされました<sup>31</sup>。

- (i) 過去5年以内に、金融商品取引業に係る登録、取引所取引業務に係る許可の取消し、特例業務の廃止命令等を受けた個人又は法人
- (ii) 過去5年以内に、金商法等に違反したことによる罰金刑を受けた個人又は法人
- (iii) (a)成年被後見人等、(b)復権していない破産者、(c)過去5年以内に禁錮以上の刑に処された者、(d)過去5年以内に金融商品取引業に係る登録、取引所取引業務に係る許可の取消し、特例業務の廃止命令等を受けた法人において、当該取消し、命令等の前30日以内に当該法人の役員だった者、(e)暴力団員等に該当する者等に該当する個人、及びこれらの者がその役員又は重要な使用人である法人

外国法人及び外国に住所を有する個人の場合は、上記に加え、以下の場合も欠格事由とされています<sup>32</sup>。

- (iv) 日本国内における代表者又は代理人<sup>33</sup>を定めていない場合
- (v) 主たる営業所・事業所が所在する国の金融商品取引規制当局による、日本からの行政上の調査に関する協力の要請に応じる旨の保証<sup>34</sup>がない場合

<sup>30</sup> 本パブコメ回答 No.148、161・162。

<sup>31</sup> 法第63条第7項。

<sup>32</sup> 法第63条第7項第1号ニ・ホ、同項第2号ニ・ホ。

<sup>33</sup> かかる代表者又は代理人とは、特例業務を行う外国法人に代わって行政庁との窓口対応を担う性格のものであり、国内に人的・物理的な拠点の設置を求めるものではなく、国内の弁護士等を当該代表者と定めることも可能です（本パブコメ回答 No.324～343、347・348）。

<sup>34</sup> なお、かかる保証要件は、IOSCO Multilateral MOU において当該外国の規制当局が加入していれば満たされ、当該加入状況については証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions: IOSCO）のウェブサイト（<http://www.iosco.org/>）で確認可能です（本パブコメ回答 No.352～354）。

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

## 2. 届出事項及び添付書類の拡充

## (1) 届出事項

投資家等がファンドの実態を確認できるようにする観点から、本改正により、特例業務に係る届出事項として、以下の事項等が追加されました<sup>35</sup>。届出事項に変更があった場合は、その旨の届出も必要になります<sup>36</sup>。

- (i) 主たる営業所又は事務所の電話番号
- (ii) 特例業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地及び電話番号
- (iii) 届出者のホームページアドレス<sup>37</sup>
- (iv) 出資対象事業の内容
- (v) 出資対象事業持分を取得する適格機関投資家の種別及び数
- (vi) 適格機関投資家以外の者を相手方として私募を行う場合はその旨
- (vii) ベンチャー・ファンド特例において適格機関投資家以外の投資家に含めることのできる者を相手方として私募を行う場合はその旨、並びに出資対象事業の貸借対照表及び損益計算書等の監査を行う監査法人等の氏名又は名称

さらに、本改正により、届出事項の一部<sup>38</sup>は、財務局へ備置又はインターネットを通じて公表され<sup>39</sup>、また、特例業務届出者も営業所へ備置又はインターネットを通じて公表しなければならないこととなりました<sup>40</sup>。

## (2) 添付書類

届出書の添付書類として、改正前金商法では法人については登記事項証明書、個人については住民票の抄本（又はこれらに代わる書面）のみ必要でしたが、本改正により、以下のとおり添付書類が追加されました。

<法人の場合<sup>41</sup>>

- (i) 出資財産の総額及び 50%以上出資制限密接関係者による出資財産の総額<sup>42</sup>を証する書面<sup>43</sup>

<sup>35</sup> 法第 63 条第 2 項、業府令第 238 条。

<sup>36</sup> 法第 63 条第 8 項。

<sup>37</sup> 当該特例業務届出者がウェブサイトを全く有していない場合には、記載不要です（本パブコメ回答 No.173～178、180～183、186・187、222）。

<sup>38</sup> 公表の対象となっているのは、業府令別紙様式第 20 号の 2 に記載される事項であり、届出者の情報、出資対象事業の内容、適格機関投資家の数、特例業務を行う営業所又は事務所の情報等が含まれますが、適格機関投資家の名称は対象となっていません。

<sup>39</sup> 法第 63 条第 5 項、業府令第 238 条の 4。

<sup>40</sup> 法第 63 条第 6 項、業府令第 238 条の 5。なお、特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を設けない外国法人等である場合、インターネット等を利用する方法のほか、投資者が常に容易に閲覧できる方法を確保した上で、国内における代表者・代理人に委託する方法により公表を行うこともできるとされています（本パブコメ回答 305・306、308～310）。

<sup>41</sup> 法第 63 条第 3 項第 1 号・第 3 号、業府令第 238 条の 2 第 1 項。

<sup>42</sup> これらの出資財産の総額は、いずれも、いわゆる出資約束金額ではなく、実際に出資を受けた金額を指します（本パブコメ回答 No.257・258）。

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

- (ii) 出資者となる適格機関投資家の全てが投資事業有限責任組合である場合はその組合契約に基づきその組員のために運用される財産の総額及び適格機関投資家の借入金の額を証する書面<sup>44</sup>
- (iii) 上記 1(3)の欠格事由に該当しないことを誓約する書面<sup>45</sup>
- (iv) 定款（又はこれに準じるもの）<sup>46</sup>
- (v) 役員及び重要な使用人の履歴書又は沿革を記載した書面、住民票の抄本若しくは登記事項証明書（又はこれらに代わる書面）<sup>47</sup>
- (vi) 役員及び重要な使用人の旧姓を証する書面（旧姓を届出書に記載した場合のみ）<sup>48</sup>
- (vii) 役員及び重要な使用人が成年被後見人等や復権していない破産者に該当しない旨の官公庁の証明書（又はこれに代わる書面）<sup>49</sup>
- (viii) 役員及び重要な使用人が暴力団員等に該当しない旨の誓約書<sup>50</sup>

### <個人の場合<sup>51</sup>>

- (i) 法人の場合の上記(i)と同じ
- (ii) 法人の場合の上記(ii)と同じ
- (iii) 上記 1(3)の欠格事由に該当しないことを誓約する書面<sup>52</sup>
- (iv) 届出者及び重要な使用人の履歴書<sup>53</sup>
- (v) 重要な使用人の住民票の抄本（又はこれに代わる書面）<sup>54</sup>
- (vi) 届出者及び重要な使用人の旧姓を証する書面（旧姓を届出書に記載した場合のみ）<sup>55</sup>
- (vii) 届出者及び重要な使用人が成年被後見人等や復権していない破産者に該当しない旨の官公庁の証明書（又はこれに代わる書面）<sup>56</sup>
- (viii) 届出者及び重要な使用人が暴力団員等に該当しない旨の誓約書<sup>57</sup>

<sup>43</sup> 法第 63 条第 3 項第 3 号、業府令第 238 条の 2 第 1 項第 3 号ロ・第 4 号ロ。

<sup>44</sup> 法第 63 条第 3 項第 3 号、業府令第 238 条の 2 第 1 項第 3 号イ・第 4 号イ。

<sup>45</sup> 法第 63 条第 3 項第 1 号。

<sup>46</sup> 法第 63 条第 3 項第 1 号。

<sup>47</sup> 法第 63 条第 3 項第 3 号、業府令第 238 条の 2 第 1 項第 1 号イ・ロ。

<sup>48</sup> 法第 63 条第 3 項第 3 号、業府令第 238 条の 2 第 1 項第 1 号ハ。

<sup>49</sup> 法第 63 条第 3 項第 3 号、業府令第 238 条の 2 第 1 項第 1 号ニ。

<sup>50</sup> 法第 63 条第 3 項第 3 号、業府令第 238 条の 2 第 1 項第 1 号ホ。

<sup>51</sup> 法第 63 条第 3 項第 2 号・第 3 号、業府令第 238 条の 2 第 1 項。

<sup>52</sup> 法第 63 条第 3 項第 2 号。

<sup>53</sup> 法第 63 条第 3 項第 3 号、業府令第 238 条の 2 第 1 項第 2 号イ。

<sup>54</sup> 法第 63 条第 3 項第 3 号、業府令第 238 条の 2 第 1 項第 2 号ロ。

<sup>55</sup> 法第 63 条第 3 項第 3 号、業府令第 238 条の 2 第 1 項第 2 号ハ。

<sup>56</sup> 法第 63 条第 3 項第 3 号、業府令第 238 条の 2 第 1 項第 2 号ニ。

<sup>57</sup> 法第 63 条第 3 項第 3 号、業府令第 238 条の 2 第 1 項第 2 号ホ。

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

## 3. 法定書類の作成義務等の新設

## (1) 帳簿書類の作成義務等の新設

本改正により、特例業務届出者に対し、業務に関する帳簿書類の作成義務が新たに課されました<sup>58</sup>。

具体的には、以下のとおりです。

- (i) 特定投資家から適格機関投資家以外の投資家への移行（いわゆるアマ成り）に係る書面、適格機関投資家以外の投資家から特定投資家への移行（いわゆるプロ成り）に係る書面及び金融商品取引契約締結前・締結時の交付書面<sup>59</sup>
- (ii) 自己私募業務を行う場合、その取引記録及び顧客勘定元帳<sup>60</sup>
- (iii) 自己運用業務を行う場合、その運用権限の委託に関する契約書等の書面、運用報告書の写し及び運用明細書<sup>61</sup>

なお、いずれの書類も英語で記載することが可能です<sup>62</sup>。

また、上記(i)の書類は作成後 5 年間、上記(ii)及び(iii)の書類は作成後 10 年間保存する必要があります<sup>63</sup>。

## (2) 事業報告書及び説明書類の作成義務等の新設

本改正により、特例業務届出者に対し、事業報告書の作成義務が新たに課されました<sup>64</sup>。事業報告書は、業府令別紙様式第 21 号の 2 に従って作成し<sup>65</sup>、原則として<sup>66</sup>毎事業年度後 3 ヶ月以内に管轄の財務局長に対して提出する必要があります<sup>67</sup>。

上記様式上、記載事項とされている主な項目は以下のとおりです。

- (i) 届出年月日
- (ii) 行なっている業務の種類
- (iii) 当期の業務概要
- (iv) 説明書類に記載する事項
- (v) 株主総会決議事項の要旨
- (vi) 役員及び使用人の状況
- (vii) 主たる営業所又は事務所及び特例業務を行う営業所又は事務所の状況
- (viii) 株主の状況

<sup>58</sup> 法第 63 条の 4 第 1 項、業府令第 246 条の 2 第 1 項。

<sup>59</sup> 業府令第 246 条の 2 第 1 項第 1 号。

<sup>60</sup> 業府令第 246 条の 2 第 1 項第 2 号。

<sup>61</sup> 業府令第 246 条の 2 第 1 項第 3 号。

<sup>62</sup> 業府令第 246 条の 2 第 2 項。

<sup>63</sup> 業府令第 246 条の 2 第 3 項。

<sup>64</sup> 法第 63 条の 4 第 2 項。

<sup>65</sup> 業府令第 246 条の 3 第 1 項。なお、英語で作成することも可能です（業府令第 246 条の 3 第 2 項）。

<sup>66</sup> 特例業務届出者が外国法人又は外国に住所を有する個人であって、その本国の法令又は慣行により、事業年度後 3 ヶ月以内に事業報告書を提出することができないと認められる場合には、金融庁長官の承認を受けた期間となります（施行令第 17 条の 13 の 3 但書）。

<sup>67</sup> 施行令第 42 条第 2 項第 9 号。

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

- (ix) 外部監査の状況
- (x) みなし有価証券の私募の状況
- (xi) 自己運用業務の状況
- (xii) ファンドの状況
- (xiii) 経理の状況

また、本改正により、特例業務届出者は、事業年度ごとに説明書類を作成し、事業年度後4ヶ月を経過した日から1年間、主たる営業所・事業所及び特例業務を行う全ての営業所・事務所への備置又はインターネットを通じた公表を行わなければならないことになりました<sup>68</sup>。

説明書類の内容は、上記の事業報告書の内容と同一とすることも可能ですが、業府令別紙様式21号の3に従い、事業報告書の内容の一部に限定することも可能です<sup>69</sup>。

### (3) その他の書類の作成義務等の新設

上記(1)及び(2)のほか、本改正により、これまで特例業務届出者には課せられていなかった業務等に関する書類（帳簿、計算書、通信分、伝票等）の作成・保存・報告提出義務も新たに課されることになりました<sup>70</sup>。

## 4. 特例業務届出者に対する行為規制の拡充

本改正まで、特例業務届出者には、金融商品取引業者に課される金商法上の行為規制はほとんど適用されず、虚偽告知の禁止<sup>71</sup>と損失補てんの禁止<sup>72</sup>のみが課せられていました。

しかし、本改正により、特例業務届出者に、上記の既存の行為規制に加え、新たに以下の行為規制が課せられるようになりました<sup>73</sup>。なお、これらに対応する罰則も設けられています（下記5(3)参照）。

- (i) 特定投資家制度に関する義務<sup>74</sup>
- (ii) 顧客に対する誠実義務<sup>75</sup>
- (iii) 名義貸しの禁止<sup>76</sup>
- (iv) 広告規制<sup>77</sup>

<sup>68</sup> 法第63条の4第3項。

<sup>69</sup> 業府令第246条の3第1項。

<sup>70</sup> 法第188条。

<sup>71</sup> 法第38条第1号。

<sup>72</sup> 法第39条。

<sup>73</sup> 法第63条第11項。

<sup>74</sup> 法第3章第1節第5款。

<sup>75</sup> 法第36条第1項。

<sup>76</sup> 法第36条の3。

<sup>77</sup> 法第37条。

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

- (v) 金融商品取引契約の締結前・締結時の書面交付義務<sup>78</sup>
- (vi) 断定的判断の提供等の禁止<sup>79</sup>
- (vii) 業府令第 117 条に定める禁止行為<sup>80</sup>
- (viii) 適合性の原則等<sup>81</sup>
- (ix) 分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止<sup>82</sup>
- (x) 金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止<sup>83</sup>
- (xi) 権利者に対する忠実義務及び善管注意義務<sup>84</sup>
- (xii) 投資運用業に関する一定の禁止行為<sup>85</sup>
- (xiii) 運用財産の分別管理<sup>86</sup>
- (xiv) 権利者に対する運用報告書の交付<sup>87</sup>

なお、特例業務届出者にも特定投資家制度が適用されますので、特定投資家に該当する者に対しては、上記のうち(iv)、(v)、(viii)及び(xiv)は適用されません<sup>88</sup>。

## 5. 特例業務届出者に対する監督・罰則等の強化

### (1) 監督上の処分権限の強化

本改正により、特例業務届出者に対する監督上の処分権限が強化され、財務局長及び金融庁長官は、特例業務届出者に対して業務改善命令、業務停止命令及び業務廃止命令を発することが可能となりました<sup>89</sup>。

また、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合、特例業務届出者の業務に関する報告及び資料の徴求並びに質問及び検査を行うことが可能となりました<sup>90</sup>。なお、かかる報告徴求等は、改正前金商法下でも一応可能ではあり

<sup>78</sup> 法第 37 条の 3・第 37 条の 4。

<sup>79</sup> 法第 38 条第 2 号。

<sup>80</sup> 法第 38 条第 8 号。

<sup>81</sup> 法第 40 条。

<sup>82</sup> 法第 40 条の 3。

<sup>83</sup> 法第 40 条の 3 の 2。

<sup>84</sup> 法第 42 条。

<sup>85</sup> 法第 42 条の 2。

<sup>86</sup> 法第 42 条の 4。

<sup>87</sup> 法第 42 条の 7。

<sup>88</sup> 法第 45 条。なお、上記(xii)には、運用財産相互間の取引の原則禁止が含まれています（法第 42 条の 2 第 2 号）。この点、本改正以前から、①全ての権利者に取引内容等の説明を行い、原則として全ての権利者から同意を得た等の場合にのみかかる禁止が解除され、かつ、②当該取引は市場取引又は公正な価額（前日終値に基づき算出した価額等）により行う必要がありましたが（業府令第 129 条第 1 項第 1 号・第 2 号）、本改正により、ベンチャー・ファンド特例が適用される場合には、上記①及び②のいずれについても、要件が緩和されました。具体的には、上記①の同意は、ファンド持分基準で 3 分の 2 以上の投資家の同意を得れば足り、上記②については、上記②の取引及び合理的な価額で行う不動産信託受益権に係る売買以外の取引について、上記の公正な価額で行う必要はなくなりました（但し、権利者に対する説明において、当該取引に係る価額の算出方法を説明する必要があります。）（業府令第 129 条第 1 項第 3 号・第 4 号）。

<sup>89</sup> 法第 63 条の 5 第 1 項～第 3 項、施行令第 42 条第 2 項柱書・第 10 号。

<sup>90</sup> 法第 63 条の 6。かかる報告及び資料の徴求並びに質問及び検査は、特例業務届出者のみならず、当該特例業務届出者と取引をする者及び当該特例業務届出者から業務の委託を受けた者（再委託者、再々委

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

ましたが、①法令の文言上、特例業務に係る「届出に関し」で行われることが前提とされており、また、②検査は自己運用業務を行う特例業務届出者に関してのみ可能とされていました<sup>91</sup>。本改正では、上記①については報告徴求等を「特例業務届出者の業務に関し」で行えるようになり、また、上記②についても全ての特例業務届出者に関して可能となりました。このように、本改正により、報告徴求等の範囲が拡大したといえます。

### (2) 裁判所による禁止命令・停止命令の対象の拡大

改正前金商法でも、裁判所は、内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣の申立てにより、特例業務届出者に対し、金商法等に違反する行為の禁止又は停止を命じることができましたが、かかる禁止命令又は停止命令の要件は、金商法又は金商法に基づく命令に違反する行為を行い、又は行おうとする場合において、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ相当である場合に限定されていました<sup>92</sup>。

本改正により、上記に加え、ファンドの事業に係る業務執行が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されており、又は害されることが明白である場合で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるときにも、裁判所は、ファンド持分に係る自己私募業務に対する禁止命令・停止命令を行うことができるようになりました<sup>93</sup>。

### (3) 刑事罰の厳罰化

本改正までは、特例業務に係る届出をせず、又は虚偽の届出を行なった者に対する刑事罰は1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれらの併科とされていましたが<sup>94</sup>、本改正により、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこれらの併科に厳罰化されました<sup>95</sup>。

また、特例業務届出者に対して新たに課された義務に違反した者に対する刑事罰が新設されました<sup>96</sup>。

託者等を含みます。)に対しても可能です(法第63条の6。但し、特例業務届出者と取引をする者に対しては、報告及び資料の徴求のみ可能です。)

<sup>91</sup> 改正前金商法第63条第7項・第8項。

<sup>92</sup> 改正前金商法第192条第1項。

<sup>93</sup> 法第192条第1項第2号。

<sup>94</sup> 改正前金商法第198条の6第7号。

<sup>95</sup> 法第197条の7第10号の8。また、虚偽の記載・記録を行なった添付書類や電磁的記録を提出した者に対しても、同様の刑事罰が規定されました。

<sup>96</sup> 帳簿書類、事業報告書及び説明書類の作成、提出、保存、公表義務等(上記3)に違反した者に関する法第198条の6第3号・第4号・第6号、業務改善命令、業務停止命令及び業務廃止命令に違反した者に関する法第208条第5号、第198条の5第2号、第197条の2第10号の9等。

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

## 6. 経過措置

平成 28 年 3 月 1 日の時点で、改正前金商法に基づき特例業務を行なっている者（以下「改正前金商法特例業務届出者」といいます。）のうち自己運用業務を行っている者は、本改正前に取得の申込みの勧誘を開始した権利に係る自己運用業務が終了するまでの間、引き続き当該運用業務を行うことができます<sup>97</sup>。他方、改正前金商法特例業務届出者が、平成 28 年 3 月 1 日以降、新たな自己募集による取得勧誘を行う場合には、改正法の要件（上記 1 記載の出資者となりうる適格機関投資家以外の投資家の要件等）を満たすものでなければ行うことができないこととなります。

なお、改正前金商法特例業務届出者が、平成 28 年 3 月 1 日の時点で、上記 1(3)の欠格事由のいずれかに該当し、引き続き当該欠格事由に該当している場合であっても、上記 1(3)の(i)、(ii)及び(iii)の(a)~(d)については平成 33 年 3 月 1 日まで、(iv)については平成 28 年 9 月 1 日まで、(v)については期限の限定なく、当該欠格事由は適用されません<sup>98</sup>。

また、改正前金商法特例業務届出者は、平成 28 年 8 月 31 日までに、本改正後の特例業務に係る届出書と同じ内容を記載した書面を、本改正後の添付書類（上記 2(2)参照）とともに、財務局長に対して提出する（いわゆる追加届出）必要があります<sup>99</sup>。

さらに、行為規制（上記 4）については、平成 28 年 3 月 1 日以降直ちに適用されることとなります。また、改正前金商法特例業務届出者は、改正法下と同様、届出事項の公衆縦覧義務（上記 2(1)）<sup>100</sup>や法定書類の作成義務（上記 3）<sup>101</sup>を負うほか、監督上の処分権限（上記 5(1)）に服することになる点に留意が必要です<sup>102</sup>。

## VI. 本改正による実務への影響

上記のとおり、本改正により、特例業務の出資者に含めることができる適格機関投資家以外の投資家の範囲が相当程度限定され、また、特例業務に係る手続き・規制も厳格になりました。

適格機関投資家以外の投資家の範囲の限定についてみると、特例業務届出制度は本来はプロ投資家向けの制度であるため、その範囲を特例業務届出者及びこれと密接な関係を有する者並びに一定の投資判断能力を有すると考えられる者に限定することは、本制

<sup>97</sup> 改正法附則第 2 条第 1 項。

<sup>98</sup> 改正法附則第 5 条。

<sup>99</sup> 改正法附則第 3 条第 1 項・第 2 項。

<sup>100</sup> なお、当局による公表も行われますが、かかる公表は、平成 28 年 3 月 1 日から起算して 1 年 6 ヶ月を越えない範囲で政令で定める日までは行われません（改正法附則第 4 条。なお、本パブコメ回答 No.481~487 も参照。）。

<sup>101</sup> 事業報告書及び説明書類は、平成 28 年 3 月 31 日以後に開始する事業年度に関して作成等を行う必要があります（改正法附則第 6 条）。

<sup>102</sup> 改正法附則第 2 条第 2 項。もっとも、平成 28 年 3 月 1 日以降に取得の申込みの勧誘を開始した権利に係る運用業務を行う場合は、本改正後の法令が適用される点に留意が必要です。

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

度の趣旨に鑑みれば合理性があるものと考えられます。また、ベンチャー・ファンド特例を設ける等、金融イノベーションを阻害しないような配慮が図られており、一定のバランスも取られているといえます。

従来の特例業務に係る手続き・規制は、本制度が悪用されるケースが指摘されており、投資者保護の観点から必ずしも十分ではなかったとの評価もあったところであり、このような、本改正による制度の厳格化の内容は、いずれも投資者保護を確保するという目的の達成に資する内容であると思われまます。

一方で、特例業務届出者においては、手続き等に係る事務負担が増加し、従来と比べて広汎な行為規制に服するなど、本改正により制度の仕組みが大きく変更されましたので、本改正による変更後の制度の内容を十分に理解し、必要な手続きを行うとともに、適用のある規制を遵守する必要があります。

本改正後の特例業務届出制度に係る実務が確立・定着するまでには多少の時間はかかるように思われますが、本改正により、特例業務に関しても適切な情報開示及び投資者保護がなされ、特例業務届出制度がより積極的に活用されていくことが期待されます。

## セミナー・文献情報

- セミナー 『「IPO 法務セミナー」IPO 志向企業が知っておくべき上場準備の重要ポイント 【第1回】『IPOに必要な手続きと準備の基本～上場準備開始から上場日に至るまでの法務・実務の重要ポイント～』  
開催日時 2016年4月6日(水) 14:00~17:00  
講師 根本 敏光  
主催 株式会社プロネクサス
  
- セミナー 『RID セミナー 最新の实務と金商法改正を踏まえた大量保有報告制度の法務と実務』  
開催日時 2016年5月18日(水) 13:30~16:30  
講師 根本 敏光  
主催 宝印刷株式会社
  
- セミナー 『「IPO 法務セミナー」IPO 志向企業が知っておくべき上場準備の重要ポイント 【第2回】『上場体制整備の基本～上場審査と法的規制と責任を踏まえた上場会社としての体制整備～』  
開催日時 2016年5月25日(水) 14:30~17:00  
講師 根本 敏光  
主催 株式会社プロネクサス

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

- セミナー 『資本市場における資金調達の法務と最新実務 ～新しい種類株式の活用、リキャップ CB、海外市場での資金調達など手法ごとの特徴や注意点を徹底検証～』  
開催日時 2016年5月30日(月) 14:00~17:00  
講師 根本 敏光  
主催 金融財務研究会
  
- セミナー 『徹底解説 大量保有報告制度 ～基礎から報告書の記載方法、提出の要否の判断、ケーススタディまで徹底解説～』  
開催日時 2016年7月20日(水) 13:30~16:30  
講師 根本 敏光  
主催 金融財務研究会
  
- 論文 「インフラファンドをめぐる議論の整理」  
掲載誌 金融法務事情 2036号 2016年2月25日号  
著者 佐藤 正謙
  
- 本 『投資信託・投資法人の法務』(2016年3月4日刊)  
出版社 株式会社商事法務  
著者 三浦 健、藤津 康彦、尾本 太郎、大西 信治、廣本 文晴、玄場 光浩、石井 絵梨子、埴 晋、佐伯 優仁、宇田川 法也、矢田 悠、天野 園子、白川 剛士、繁多 行成、宮島 聡子、石橋 誠之、武内 香奈、青山 正幸、中条 咲耶子、中野 恵太、江橋 翔、尾登 亮介、竹岡 裕介、山本 義人

## NEWS

- 鈴木 克昌 弁護士が IBA (国際法曹協会) 証券法委員会委員・M&A 部会 副議長に就任しました  
2016年1月18日付にて、鈴木克昌弁護士が国際法曹協会、証券法委員会委員・M&A 部会 副議長 (Vice-chair of the Mergers and Acquisitions Subcommittee in the Security Law Committee of International Bar Association) に就任しました。
  
- MHM ジャカルタデスク開設のご挨拶  
森・濱田松本法律事務所は、インドネシアのジャカルタに MHM デスクを開設することを決定いたしました。

当事務所は、アジアの最前線でのクライアントの皆様のビジネスにより貢献するために、今般、アジアの新興国の中でも最も成長著しく、また、多くの日本企業

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

にとって非常に重要な海外事業拠点として位置づけられるインドネシアにおいて、提携関係を有している ARFIDEA KADRI SAHETAPY-ENGEL TISNADISASTRA 法律事務所（AKSET Law）に、当事務所の弁護士が常駐するデスクを設けることにしたものです。

当事務所は、2012 年よりインドネシアに弁護士を派遣し、2014 年からは AKSET Law に竹内哲弁護士が駐在しインドネシア業務をサポートしておりましたが、今回の AKSET Law との提携関係の強化に伴い、同弁護士は AKSET Law から更なるバックアップを受け同事務所の圧倒的なノウハウを活用しながら、より充実したサービスを提供いたします。また、竹内哲弁護士に加えて、今年中ごろには細川怜嗣弁護士が赴任予定です。

当事務所は、今後とも、東京、大阪、名古屋、福岡、北京、上海、シンガポール、バンコク、ヤンゴン、そして新たに加わるジャカルタの各拠点・全弁護士が一丸となって、より一層クライアントの皆様のお役に立てるよう尽力してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

➤ トムソン・ロイターの 2015 年の資本市場リーガルアドバイザー・レビューにて 1 位を獲得しました

トムソン・ロイターによる 2015 年の資本市場リーガルアドバイザーレビューが発表になり、当事務所は、日本における普通株式の引受側のリーガルアドバイザーのランキングにおいて、1 位を獲得いたしました。

➤ Chambers Asia 2016 にて高い評価を得ました

Chambers Asia 2016 で、当事務所は 16 の分野で上位グループにランキングされ、Capital Markets 分野で、以下の各弁護士が日本を代表する弁護士に選ばれました。また、当事務所のヤンゴンオフィスは日本の法律事務所として唯一、GENERAL BUSINESS LAW: INTERNATIONAL FIRMS - MYANMAR の分野でランクイン致しました。

- ・ Capital Markets 石黒 徹、中村 聡、鈴木 克昌
- ・ Capital Markets: J-REITs 藤津 康彦、尾本 太郎

➤ The Asian Lawyer: The Asian Legal Awards にて受賞しました

2016 年 2 月 23 日に香港で行われた、The Asia Legal Awards にて、当事務所の関与した Japan Post IPO 案件が IPO of the Year と Securities Deal of the Year を受賞しました。

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

➤ パートナーおよびオブ・カウンセル就任のお知らせ

本年1月1日付にて、下記の6名の弁護士がパートナーに就任致しました。

【パートナー】

秋本 誠司、岡谷 茂樹、横田 真一郎、熊谷 真和、大野 志保、松下 憲

また、同日付で3名の弁護士がオブ・カウンセルに就任致しました。

【オブ・カウンセル】

池村 聡、玄場 光浩、佐伯 優仁

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めて参ります。引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

➤ 名古屋オフィス移転のお知らせ

弁護士法人森・濱田松本法律事務所名古屋オフィスは2015年9月より業務を行って参りましたが、この度、2016年3月1日より下記に移転いたしましたのでご案内申し上げます。

移転先：

愛知県名古屋市中村区名駅3丁目28番12号 大名古屋ビルディング 23階

TEL：052-446-8660（代表） / FAX:052-446-8661（代表）

※各弁護士のTEL・FAXに変更はございません

（当事務所に関するお問い合わせ）

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm\_info@mhmjapan.com

03-6212-8330

[www.mhmjapan.com](http://www.mhmjapan.com)